Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年11月7日 物流・自動車局旅客課

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業(第22期)を実施します ~令和7年8月1日から9月30日の間のLPガスに係るコスト負担に対して支援を実施~

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」(第22期)の申請受付を、 11月7日(金)から開始します。

今回の対象期間は令和7年8月1日~9月30日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期~第21期に続き、第22期(令和7年8月1日~9月30日)の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和7年11月7日(金)~令和8年1月8日(木)16時

3 支援内容

令和7年8月1日~9月30日の間における、LPガスに係るコスト負担に対して支援を実施。 ※令和7年10月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局 (パシフィックコンサルタンツ(株)内)

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、<u>事務局のホームページをご確認ください。</u> 【事務局特設Webサイト】

https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/

※第1期~第21期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- 令和7年10月以降の事業については、別途お知らせします。
- 第1期~第21期(令和4年1月~令和7年7月分)の受付は終了しております。
- ・第19期~第21期に補助金を受領された事業者においては、第22期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

【お問い合せ先】

(補助事業の申請に関すること)

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局 (パシフィックコンサルタンツ(株)内)

TEL: 050-5846-7609

※第1期~第21期と異なりますのでご注意ください。

(事業全般に関すること)

物流·自動車局旅客課 武藤、下條 代表: (03) 5253-8111 (内線 41223)

直通: (03) 5253-8571